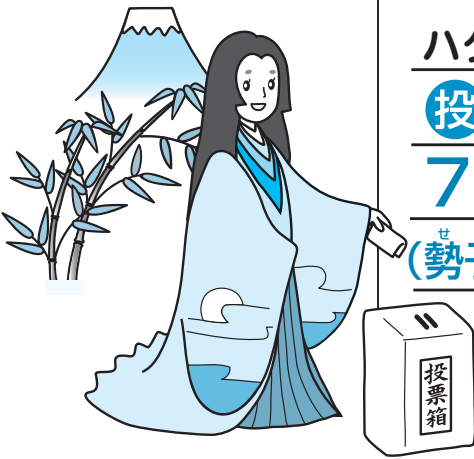


忘れずに！7月5日（日）は

静岡県知事選挙の投票日です



あかし
ハタチだね きみも一票 大人の証

投票時間
7:00～20:00
(勢子辻・かぎあなは18:00まで)

投票できる人

次の2つの条件を満たしている人
年齢 平成元年7月6日以前に生まれた人
住所 平成21年3月17日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住んでいる人

期日前投票

投票日当日に、仕事がある人や旅行へ出かける人、または病気などで投票日に投票所へ行けない人は期日前投票をしましょう。



土・日曜日もやってくるよ

期間 6月19日（金）～7月4日（土）
8時30分～20時

土・日曜日にも投票できます

ところ 選挙管理委員会
(市役所6階北側)

持ち物 投票所入場券

※投票日に投票所へ行くことのできない理由などを、宣誓書に記入していただきます。

投票所入場券

投票所入場券を郵送しますので、投票日まで大切に保管してください。入場券は、一世帯最大6人分まで一緒に郵送されますので、開封してご確認ください。

なお、万一届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば投票できますので、投票所で申し出てください。



切り離してね

投票の方法

投票用紙に候補者の氏名を記入して、よく確かめて投票しましょう。

投票所の変更

投票所が変更になる地域がありますので、ご注意ください。

〈投票所が変更になる地域〉

前回の投票所	今回の投票所	対象になる地域
原田小学校 体育館	原田 まちづくりセンター	宇東川町1・2・3、宇東川本町、西滝川町、原田町1・2・3・4、原田本町、吉原中島町1・2
大淵第一小学校 体育館	大淵 まちづくりセンター	中野町1・2、大久保町、大淵町1・2・3、八王子町1・2、八王子本町、穴原町1・2、境町、大峯町
富士中央小学校 体育館	富士北 まちづくりセンター	本市場新田、松本、中島新道町、浅間町、青葉町
富士東高等学校 校舎	富士東高等学校 東雲館	西木の宮町、東木の宮町、木の宮町、三ツ沢町1・2・3



随時募集 学生限定

期日前投票立会人

市選挙管理委員会は、選挙を身近に感じていただけるように、20歳以上の学生(専門学校生を含む)の皆さんを対象として、期日前投票の立会人を募集しています。

応募していただいた皆さんは、「平成21年度期日前投票所立会人台帳」に登録され、選挙が行われるごとに従事ができるか伺います。

※応募者多数の場合は、全員に従事していただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

内容 選挙の公正を確保するために、投票手続に立ち会う仕事です

対象 市内に在住、または通学していて、選挙権がある20歳以上の学生(専門学校生を含む)

従事期間 選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間で1~2回程度

従事場所 市役所6階期日前投票所

従事時間 ① 8:15~14:30
② 14:15~20:30

報酬額 1回(①または②)につき9,000円(食事支給あり)

申し込み 土・日曜日、祝休日を除く8:30~17:00に、登録申込書(選挙管理委員会または各地区まちづくりセンターで配布、市ウェブサイトからダウンロードも可)に必要事項を記入し、学生証とあわせて直接、選挙管理委員会へ

※申し込み時に、従事内容の説明を行います。

平成21年度に執行が予定される主な選挙
静岡県知事選挙(平成21年7月5日執行)
衆議院議員総選挙(平成21年9月10日任期満了)
富士市長選挙(平成22年1月18日任期満了)

開票は即日

ふじさんめっせ(富士市産業交流展示場)で、7月5日(日)21:30から開票します

投・開票情報をお知らせ

電話で ☎65-3600

※電話番号はよく確かめて、間違いのないようお願いいたします。

パソコンで(市ウェブサイト)

http://fujishi.jp

携帯電話で(市モバイルサイト)

http://fujishi.jp/m-index/

右のQRコードをご利用ください→



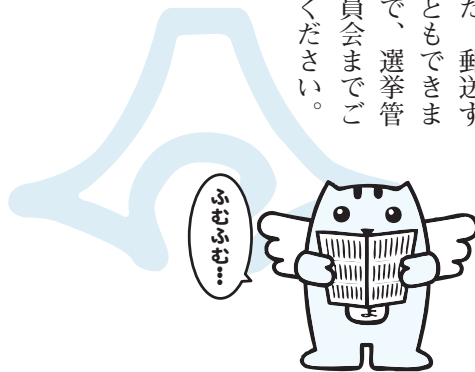
問い合わせ 選挙管理委員会(市役所6階) ☎55-2879 FAX 55-3050

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを載せた選挙公報を、新聞折込で配布します。

新聞を購読していない世帯の人は、最寄りの公共施設(各地区まちづくりセンターなど)で配布しますので、6月24日以降にお出かけください。

また、郵送することもできますので、選挙管理委員会までご連絡ください。



ふむふむ...

不在者投票

指定病院や老人ホームなどに入院・入所中の入

直接、病院長・施設長に申し出てください。

出張などで他市町村に滞在している人

手続など、早目に選挙管理委員会へご相談ください。

代理投票・点字投票

文字を書けない人は、係員が代理で書きます。

また、目が不自由で、点字のできる人は点字投票ができますので、投票時に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

次に該当する人は、郵便などを利用して投票できます。

■身体に重い障害があり、一定の条件に該当する人

■介護保険の被保険者証(要介護5)を持つ人

■あらかじめ「郵便等投票証明書」を交付します。早目に選挙管理委員会へ申し出てください。

■郵便などによる不在者投票ができる人で、「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持ち、自書できない人

■代理記載人の届出をすることにより、代筆ができます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

富士川・松野地区の皆さんへ

投票区と投票所の名称が一部変わります。なお、投票所の場所は合併前と変わりません。

投票区	旧名称	新名称
第63区	木島公会堂	木島公会堂
第64区	中央公民館	富士川ふれあいホール
第65区	新町・新町本町公会堂	中之郷新町・新町本町公会堂
第66区	宮町公民館	中之郷宮町公民館
第67区	東町公会堂	東町公会堂
第68区	松野公民館サンクレア	松野まちづくりセンター
第69区	中野台公民館	中野台公民館
第70区	北松野公民館	北松野公民館
第71区	かぎあな区公民館	かぎあな区公民館